

菊池医療刑務所と菊池事件

2010年6月13日 徳田靖之

第1 はじめに

ハンセン病問題を考える際に大切なこと

第2 事件の背景としての「第二次無らい県運動」

1. わが国のハンセン病隔離政策と「無らい県運動」

(1) わが国のハンセン病隔離政策の基本的特徴

「病型の如何を問わず、すべてのハンセン病と疑われる者を終生隔離し、死に絶えるのを待つ政策」（絶対隔離・絶滅政策）

(2) 戦前における「無らい県運動」とその果たした役割

① 略史

- ・ 1929年 愛知県で民間運動として開始
- ・ 1936年 内務省による病床一万床計画の公表と施設収容督励によって国策化
- ・ 1940年 厚生省により、ハンセン病患者収容の完全を期すための切り札としてその徹底が指示される。

② 役割とその特徴

「この運動では、未収容のハンセン病患者は容疑者と呼ばれて、発見した住民に対して、警察や保健所への通報が督励され、山間僻地に居住する者も含めて、社会から徹底してあぶり出され、しらみつぶしに探索され、時には、山狩りまで強行される等して療養所に送られた」

- ハンセン病と疑われた者やその家族を差別し、排除する仕組みに隣人等の住民が動員された。
- 家族、親族間から1人でもハンセン病と診断された者が出ることは、家族、親族全体が地域社会から徹底に排除され、一家離散といった事態に追い込まれることを意味した。

2. 戦後に再開された「第二次無らい県運動」

(1) 1949年6月全国ハンセン病療養所所長会議
療養所の増床計画と「無らい県運動」の推進

(2) 増床計画の推進と収容の徹底

	増床数	新収容者数
1949年	350床	941名
1950年	1650床	772名
1951年	1000床	1156名
1952年	1500床	654名
1953年	1000床	568名

(3) いたましい事件の続発

- ① 1950年6月 天草 17才の少女の自殺
- ② 1950年8月 熊本 ライフルによる無理心中事件
- ③ 1951年1月 山梨 一家9人無理心中事件
- ④ 山口トキさんの強制収容
- ⑤ 黒髪校事件

(4) 九州における「第二次無らい県運動」

① 増床計画の中核としての菊池恵楓園

1951年6月10日 1000床増床完成

② 1951年における恵楓園新規入所者の内訳

長崎	佐賀	福岡	大分	熊本	宮崎	鹿児島	その他
52	16	41	47	185	9	22	54

*突出していた熊本県における「無らい県運動」の推進

→ これが菊池事件の背景となる

(5) 日本国憲法下、プロミン開発という状況下で如何に、このような「無らい県運動」が展開されたのか

第3 菊池事件を考える

1. 菊池事件とは

(1) 事件の背景としてのF氏に対する収容勧告

- ① 1947年12月15、16日 郡内衛生主任会議において、保健所から、水源村衛生主任（A氏）に対する現況調査依頼
- ② 1949年2月7日A氏より熊本県知事に「癩患者現況報告書」提出
- ③ 同年7月A氏より熊本県へ、F氏の家族、生年月日、住所、略図提出
- ④ 1951年1月、熊本県予防課は、水源村に対し、「ライ患者収容について」発送

F氏の収容予定を通知

- ⑤ 同年1月9日熊本県衛生部長、F氏に対し、1月26日に収容予定を通告
- ⑥ 同年1月12日、F氏親族とともに菊池恵楓園に抗議
- ⑦ 同年1月15日から2月10日までF氏家族に行方を告げぬまま所在不明となる

この間に、小倉、福岡、門司の病院でハンセン病ではないとの診断書を手

- ⑧ 同年2月12日、熊本皮膚科檜原教授、F氏について「ハンセン病と診断する所見はない」と診断
- ⑨ しかし、熊本県、菊池恵楓園は、F氏を「神経らい」として収容方針を変えず

(2) 第一次事件の概要

1951年8月1日	A氏方にダイナマイト
1952年6月8日	熊本地裁は、F氏に対し、懲役10年の判決
同年6月16日	F氏 熊本拘置所菊池支所を脱走

(3) 第二次事件の概要

1952年7月7日	A氏の遺体発見（死亡推定時刻は、7月6日午後9時）
	全身20数ヶ所に切創、刺創
7月10日	F氏に対する逮捕状
7月12日	F氏逮捕
11月22日	殺人罪で起訴
1953年8月29日	熊本地裁 死刑判決
1954年12月13日	控訴棄却
1957年8月23日	上告棄却

10月2日	第一次再審申立
1960年12月20日	第二次再審申立
1962年4月23日	第三次再審申立
9月11日	法相死刑執行指揮書押印
9月13日	第三次再審申立却下
9月14日	死刑執行

2. 菊池事件裁判の特異性と菊池医療刑務所

(1) 特別法廷と裁判を受ける権利

- ① 菊池事件は、他のハンセン病患者の刑事事件と同様に、裁判所法69条2項に基づく最高裁判所裁判官会議の決定により、菊池恵楓園内の「慰安会館」内に設けられた「特別法廷」で審理された。

事件発生当時、わが国にはすべてのハンセン病患者を終生隔離するいわゆる「旧らい予防法」が存続していたが、同法ですら、「法令により国立療養所外に出頭を要する場合であつて、所長がらい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めたとき」には外出が許されていた。

ところが、最高裁判所は、被告人を熊本地方裁判所構内の法廷で裁くことを許さず、療養所内に仮設された「特別法廷」で裁くことを許可したのである。

国立ハンセン病療養所は隔離施設であるから、「特別法廷」は公開された法廷では断じてありえない。

最高裁判所は、ハンセン病患者に対して、「らい予防法」よりも厳格な隔離主義を採用し、被告人から公開の裁判を受ける権利を奪ったということになる。

- ② そのうえで、特別法廷においては、裁判官、書記官、検察官、弁護人らは、白衣（予防衣）を着用し、記録・証拠物は、いずれも手袋を着用したうえで、火箸で取扱われた。

ハンセン病は「恐ろしい伝染病」であるとの非科学的な偏見が法廷を支配し、被告人はあたかも「バイキン」であるかの如き扱いを受けたということに外ならない。

- ③ 以上のような特別法廷は、憲法に明らかに違反するものであるが、最近に至るまで、日本の刑事法学者、弁護士で、その違憲性を指摘した者は皆無である。

(2) 証拠保全手続の濫用と親族、家族の被害

(3) 弁護の不在

(4) 「兇器」をめぐる法医学鑑定の問題

(5) 死刑執行に至る経過の異様さ

F氏は、国策としてのハンセン病隔離政策とりわけ「無らい県運動」に対する反送者として処断された

3. F氏の手記と私たちの責任

「私は再審願いが受理されて、無罪が証明されることを信じて疑わない。私のライは根治している。失われた10年の悲しみは返らないが、私は青天白日の身となったら、故郷に帰って働くだらう。幸薄かった母の老先を幸せでうずめ、娘の父であることを誇らしげに名乗ろう。そんな日の到来を疑わない。真実は暗闇に閉ざされてはならないのだから。」

以上